

運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第 9 条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 貨物自動車運送事業法第 5 条第 3 号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から 5 年を経過しない者 はい いいえ
- 2 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が 12 点以上である。 はい いいえ
- 3 変更に係る営業所について、申請日前 1 年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。 はい いいえ
- 4 変更に係る事業用自動車の数と申請日前 3 ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して 3 ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の 30% 以上となる。(当該合計が 10 両以下であるときを除く)
項目 4 の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して 3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100
			0	
			0	
			0	
			0	

令和 年 月 日

住 所 _____

氏名又は名称 _____

代 表 者 _____

印